

29	都市整備局	都市再生の推進
事業概要	<p>都市の魅力と国際競争力の向上を目指し、民間の力を活用した都市再生の推進により、都市機能の高度化や居住環境の向上等を図る。</p> <p>1 特定都市再生緊急整備地域等における開発プロジェクトの推進 国際競争力の強化等を図るため、都市再生特別地区等、民間提案に基づく都市再生プロジェクトを適切に誘導し、都市計画決定の手続きを進める。大手町・丸の内・有楽町地区での、常盤橋街区連鎖型再開発の継続や東京国際金融センター構想に資する日本橋・八重洲地区の開発誘導等、国際ビジネス拠点の機能更新を図る。</p> <p>2 都有地等を活用したまちづくりの推進 都有地等を有効活用して、東京都の政策目標や地域ごとの課題に対応したまちづくりを民間プロジェクトなどの実施により実現する。</p> <p>3 街区再編まちづくり制度による地域再生の推進</p> <p>(1) 身近な都市再生を進め、東京のまちの魅力を高めるため、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」を平成15年3月に策定</p> <p>(2) 条例に基づく街並み再生地区の指定拡大に向けて、関係区市と調整を進めている。</p>	
これまでの経過	<p>1 特定都市再生緊急整備地域等における開発プロジェクトの推進</p> <p>平成14年7月 7地域（約2,370ha）を都市再生緊急整備地域に指定</p> <p>平成24年1月 特定都市再生緊急整備地域は、新規の品川駅・田町駅周辺の指定や竹芝、日比谷などの区域拡大を含め4地域、約2,500haを指定</p> <p>平成27年7月 池袋駅周辺地域特定都市再生緊急整備地域等に追加指定</p> <p>平成28年11月 羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域を都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域に追加指定</p> <p>平成29年8月 東京都心・臨海地域の兜町・茅場町周辺を区域拡大 現在、上記等の経緯を経て都市再生緊急整備地域は8地域、約3,000ha。うち、特定都市再生緊急整備地域は6地域、約2,700haとなっている。 〔都市再生特別地区の都市計画決定〕大手町（常盤橋）等40地区44件 〔民間都市再生事業計画の認定〕（仮称）浜松町二丁目4地区A街区等59件</p> <p>2 都有地等を活用したまちづくりの推進</p> <p>平成23年7月 渋谷地区（宮下町アパート跡地）公募開始（平成29年4月 竣工）</p> <p>平成25年5月 竹芝地区 事業者決定、平成28年5月 業務棟に着工</p> <p>平成27年4月 神宮外苑地区まちづくりに係る基本覚書の締結</p> <p>平成27年6月 有楽町地区、国家戦略特区の都市再生プロジェクトとして区域会議に提案</p> <p>平成28年1月 北青山三丁目地区、事業実施方針（都営住宅建替事業、民活事業、沿道一体型検討区域における事業）の公表、平成29年6月 民活事業について基本協定の締結</p> <p>3 街区再編まちづくり制度による地域再生の推進</p> <p>平成15年10月 「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」施行</p> <p>平成21年4月 制度の一層の活用に向けて街並み再生地区の規模要件を緩和 これまでに「武蔵小山駅東地区」（品川区）他5地区を街並み再生地区に指定</p>	

現在の進行状況																
今後の見通し	<p>1 特定都市再生緊急整備地域等における開発プロジェクトの推進</p> <p>東京駅周辺地区や虎ノ門新駅周辺地区等の都市再生特別地区の候補地区等において、国家戦略特区等の活用（国家戦略住宅整備事業については、新たに制度化し活用を図る。）により、都市再生を積極的に推進する。特に、首都高速道路の大規模更新と日本橋周辺のまちづくりの機会を捉え、連携して首都高速道路の地下化などに取り組む。</p> <p>2 都有地等を活用したまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 渋谷地区では、生活文化やファッショング産業等の発信拠点の形成に向けて、宮下町アパート跡地における複合施設の開業に続き、児童会館跡地の渋谷区仮庁舎用地としての暫定利用後の活用方法について、関係者調整を進めている。 竹芝地区では、国際競争力の強化に資するビジネス拠点の形成などに向け、工事を着実に進める。 神宮外苑地区では、2020年大会後の着手を目指し関係者と協議を進める。 北青山三丁目地区では、都営住宅建替事業の工事を着実に進め、民活事業の着工に向け関係者と協議を進めていく。また、沿道一体型検討区域における事業は引き続き検討を進める。 有楽町地区では、旧都庁舎跡地の暫定利用終了後のまちづくりについて、関係者との調整を進めていく。 <p>3 街区再編まちづくり制度による地域再生の推進</p> <p>都は区市と更なる連携を図りながら、南池袋二丁目C地区等において、地域の課題の解決に対応した規制緩和などを通じて、地域の特性に応じた柔軟かつ段階的な都市再生を支援していく。</p>															
	<p>問い合わせ先</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)に関すること)</td> <td>都市整備局都市づくり政策部開発企画課</td> <td>電話</td> <td>03-5388-3337</td> </tr> <tr> <td>(2)に関すること)</td> <td>都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課</td> <td></td> <td>03-5388-3248</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市整備局市街地整備部企画課</td> <td></td> <td>03-5320-5118</td> </tr> <tr> <td>(3)に関すること)</td> <td>都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課</td> <td></td> <td>03-5388-3261</td> </tr> </table>			(1)に関すること)	都市整備局都市づくり政策部開発企画課	電話	03-5388-3337	(2)に関すること)	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課		03-5388-3248		都市整備局市街地整備部企画課		03-5320-5118	(3)に関すること)
(1)に関すること)	都市整備局都市づくり政策部開発企画課	電話	03-5388-3337													
(2)に関すること)	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課		03-5388-3248													
	都市整備局市街地整備部企画課		03-5320-5118													
(3)に関すること)	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課		03-5388-3261													

